

資料解題

ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定 — 网络信息内容生态治理规定 —

山本 賢二*

2020年3月1日より施行された「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」(网络信息内容生态治理规定)について、共同通信は同規定が公表された2019年12月20日の翌日、次のように打電した。

2019/12/21 (土) 9:00配信

共同通信

【北京共同】中国政府は20日、インターネットで企業や個人が発信する情報が習近平国家主席の思想や共産党の方針に沿った内容になるよう、管理を強化する規定を公表した。社会秩序を乱すと政府が見なす情報を流した場合などは罰する。ネット上の言論統制が強まることは必至だ。

規定は「すがすがしいネット空間をつくり出す」ことを目的に来年3月1日に施行する。国家の安全を損なう内容や「経済や社会の秩序をかき乱す」情報の発信を禁じた。規定に違反すると刑事罰を科す場合もある。党・政府の解釈次第で幅広い内容が処罰の対象となる可能性がある。

共同通信は中国で「ネット上の言論統制が強まる」ニュースとして報じたのである。ネット上での表現活動が基本的に「自由」な日本において、現在、GDPが日本の三倍を超え、米国と世界の覇権を争うまでになった中国のこうした社会管理の動向は、一般に異質に映る。しかし、一方ではその「自由」の乱用を指摘し、規制を求める声も日本にはある。まさに、中国がいう「すがすがしいネット空間をつくり出す」よう求めてもいるのである。

もとより、ネット上に流れる「情報」は日本と中国に関係なく、組織と個人によって提供されるものである。そして、その「情報」には必ず正負両面がある。日本の場合、その正負の判断は個人に委ねられているのに対し、中国では党と政府によって判断され、負の「情報」を遮断することで社会管理を円滑に進めようとしているのである。そこには、日本に比べより大きな多様性をもつ中国との「国情」の違いがあるのである。よく使われる「中国の特色ある社会主義」という表現の「特色」は、もともと「国情」を指していたものが、いつのまにかより具体的な「中国共産党の指導」を指すという解釈になった。それは「党がすべてを指導する」習近平時代の特徴でもある。これはまた逆説的に言えば、軍事大国・政治大国であった中国が経済大国にもなったことで、域内の多様性がこれまで以上に大きくなったことを示すものでもある。

こうした環境の中で公布・施行された「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」を本学大学院新聞学研究科博士前期課程開設科目「文献研究(中)」の受講者とともに日本語に翻訳し

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

てきた。これに参加したのは魏婷（博士後期課程）、王東琦、張玥婷、劉朔、呉金超の諸君であり、彼らの日本語試訳は中国語原文とともに後掲している。

また、その内容については中国のネット問題に関心をもつ呉金超君と議論を重ねてきた。コロナ禍のネットを通じての議論ではあったが、一定の成果を得たものとして、呉君に中国人の視座から、中国の「国情」を踏まえる形で「解題」をまとめてもらった。

なお、本誌「資料解題」では、これまで中国のインターネットに関連する法令・法規を訳出、次のように紹介してきたので、参考にされたい。第12号「インターネットニュース情報サービス管理規定」（2019年3月発行 pp.267-296）、第11号「中華人民共和国サイバーセキュリティー法」（2018年3月発行 pp.161-204）、第9号「中国におけるオンラインニュース管理規定」第9号（2016年3月発行 pp.179-240）。

I. 「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」解題

呉金超

前言

「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定 网络信息内容生态治理规定」（网络信息内容生态治理规定・Regulations on Ecological Governance of network information content）は中央インターネット弁公室の審議を経て、2019年12月15日に公表され、2020年3月1日に施行された。

「ガバナンス規定」が公表された12月15日の直前に、「四中全会」（中国共産党第十九期中央委員会第四回全体会議）が開催された。会議では、「中国の特色ある社会主義を堅持・改善し、国家カバナンスの体系と能力の現代化を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定（中共中央关于坚持和完善中国特色社会主义制度 推进国家治理体系和治理能力现代化若干重大问题的决定）」が採択されている。

この「決定」の第七条では、「健全な総合ネットワークカバナンス体系を確立し、インターネットコンテンツの建設を増強・革新し、インターネット企業情報管理の主体责任を明確し、全面的にネットワークカバナンス能力を高め、清朗なネットワーク空間を作る（建立健全网络综合治理体系，加强和创新互联网内容建设，落实互联网企业信息管理主体责任，全面提高网络治理能力，营造清朗的网络空间。）」ということが明記されている。このことから、ネットワークのカバナンスは、国家カバナンス全体の中の重要な一環として、捉えることができる。この「ガバナンス規定」制定は、こうした「四中全会」精神に加えて、指導者の理念がより色濃く反映されたものといえよう。

もとより、最高指導者習近平総書記の2014年の「8.19講話」では、インターネットは既に重要な輿論闘争の主戦場として、認識されていた。そして、習は中央インターネット安全・情報化指導小組を設立したと同時に、その組長になり、「ネット強国」という発展方針を定めていた。また、「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」（「关于当前意识形态领域情况的通报」）と呼ばれる「9号文献」では、「西側の普遍的価値観、社会（経済）制度、ジャーナリズム制度は中国の国情と合わず、そのまま適用してならない。中国共産党の指導を基盤にする、特色を備えた社会主義政治制度を疑う思想を、人々は持ってならず、共産党の物語と改革開放の成果を肯定しなければなら

らない」という内容も明記されていた。こうした内容は既にメディア・ジャーナリズムに関する管理規定・弁法（あるいは修正案）に反映されている。そして、この「ガバナンス規定」の制定、施行は、これまでの方針の延長線上にあり、「微博」を含めた「輿論誘導」において、影響力の大きなソーシャルメディアに対する管理を強化するものと位置付けることができよう。

中国の法制度には、憲法のもとに、「・・・法」が作られ、そのもとに弁法、規定、条例などの法的効力を持つ行政法規が制定される（「J & M」9号）。もとより、中国において、インターネットに関する「法」は制定されておらず、インターネットでの情報は主に、「インターネット情報サービス管理弁法（互联网信息服务管理办法）」と「インターネットニュース情報サービス管理規定（互联网新闻信息服务管理规定）」によって管理されてきた。しかし、2017年6月1日に、ネットワーク領域の基礎法律としての「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」が施行された。「サイバー法」の内容から見れば、その重点は、「インターネット情報サービス管理弁法」で言及されたインターネット情報サービスの規範問題に比べると、ネットワークの安全問題にあり、詳細な法律責任追及項目も挙げており、当局のインターネットを管理する上での正当性が強調されていて、明らかに「ネット主権」という理念を補強する「法」であると言えよう。

それに対して、「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」は人々のネットを通じての社会生活を規定するものである。同規定はその冒頭部分に、「・・・『中華人民共和国安全法』、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』、『インターネット情報サービス管理弁法』などの法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する」としていることから分かるように、以前の法律と弁法を基盤とするものであるため、その解説に当たっては、これらの法律・弁法の内容と比較することが有効であろう。それはまたそれぞれの法令も直接、間接に人々のネットを通じての社会生活を規定するものでもあるからであり、新たに制定・施行されたこの「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」（以下「ガバナンス規定」）を位置付けることに有益であると考えたからである。

以下、こうした視座からこの「ガバナンス規定」を逐条的に解説したい。

1. 第一章 総則（第一条―第五条）

「ガバナンス規定」は「第一条」にあるように、「良好なネットワーク環境を構築し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保障し、国家の安全、社会の公共利益を守るため」に制定されたものであり、ここにその目的が明記されている。

次に、「ガバナンス規定」の第二条では、「中華人民共和国域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動には、本規定が適用される。」という適用範囲が明記され、「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス」について、次のように詳細に定義している。「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスとは、政府、企業、社会、インターネットユーザーを主体とし、社会主義の核心的価値観を育成、実践することを根本とし、ネットワーク情報コンテンツを主要なガバナンス対象として、ネットワークの総合ガバナンス体系を確立、健全にし、明朗なサイバースペースを構築し、良好なネットワーク情報コンテンツ環境を建設することを目標とし、繰り広げられるポジティブ・エネルギーを宣揚し、違法や悪質な情報などに対処する関係活動を指す」。

そして、「第三条」では、「国家ネットワーク情報部門は全国のネットワーク情報コンテンツ環境

ガバナンスと関連する監督管理活動を統括調整する責任を負い、各関係主管部門は職責に依拠しネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動を行う。地方ネットワーク情報部門は当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスと関連する監督管理活動を統括調整する責任を負い、地方の各関係主管部門は各自の職責に依拠し当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動を行う。」と明記され、所轄機関は、中央と地方に分けて、各自の関連機関と連携しながら、監督管理活動の役割を果すとしている。

ここで「ガバナンス規定」では、「社会主義の核心的価値観を育成、実践することを根本とし」というような観念形成を目途とする言辭が使われている。これはこれまでのインターネットに関する法律・弁法には無かった表現である。すなわち、「ガバナンス」という言葉は、ネットワーク情報コンテンツ環境の管理を意味しているだけでなく、その環境が具体的にどのような方向に沿って、発展すべきかの方向性も規定しているのである。そして、それは具体的には、「カバナンス規定」の第五条以降に反映されているので、追って詳しく議論したい。

2. 第二章 ネットワーク情報コンテンツの生産者（第四条—第七条）

「カバナンス規定」の「第四条」は「ネットワーク情報コンテンツの生産者は、法律、行政法規を遵守し、公序良俗に従うべきであり、国家利益、公共利益及び他人の合法的權益を損なってはならない。」としている。ここで言う「ネットワーク情報コンテンツの生産者」という「カバナンス規定」の行為主体は、「附則」の「第四十条」によると、「ネットワーク情報コンテンツの生産者とはネットワーク情報コンテンツを制作、複製、公表する個人あるいは組織」とされている。すなわち、「組織」だけでなく、「個人」も行為主体となっているのである。

その中で、「第五条」は「ネットワーク情報コンテンツの生産者が下記の内容を含む情報を製作、複製、公表することを鼓舞する。」として、「鼓舞」すべき内容を下記のように列挙している。

- (一) 習近平新しい時代の中国の特色ある社会主義思想を宣伝し、中国の特色ある社会主義の道、理論、制度、文化を全面的、正確に、生き活きと解釈するもの。
- (二) 党の理論路線方針政策と中央の重大な方策と配置を宣伝するもの。
- (三) 経済社会発展の特質ポイントを示し、人民大衆の偉大な奮闘と熱気あふれる生活を反映するもの。
- (四) 社会主義の核心的価値観を發揚し、優秀な道德文化と時代の精神を宣伝し、中華民族の堂々と向上を目指す精神的様相を充分にはっきりと示せるもの。
- (五) 社会が関心を寄せることに効果的に対応し、問題を解決、物事を説明し、人民大衆のコンセンサス形成を導くのに有益なもの。
- (六) 中華文化の国際的影響力を向上させ、世界に向けて真実、立体、全面的に中国をはっきりと示すのに有益なもの。
- (七) その他、センスを大切に、格調を重んじ、責任を重んじ、真善美を謳歌し、団結安定を促進するなどの内容。

上掲の（六）は、「中華文化の国際的影響力を向上させる」としているが、「組織」は別として、そもそも中国では、「個人」は「微博」という自国の SNS しか使えないので、こうした目的を「鼓舞」できる可能性は大きくないので、この条項は法律的効力のある規定というより、ある種のス

ローガンともいえるのではないかと考えられる。

次に、禁止内容について、「第六条」は、「ネットワーク情報コンテンツの生産者は、下記の内容を含む違法情報を製作、複製、公表してはならない。」とし、下記の十一項目を挙げている。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 英雄烈士の事績と精神が歪曲、醜悪化、冒瀆、否定され、誹謗されあるいはその他の方式によって英雄烈士の氏名、肖像、名誉、荣誉が侵害されるもの。
- (五) テロリズム、過激主義を宣揚、あるいはテロ活動や過激主義の活動実行を煽動するもの。
- (六) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (七) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (八) デマを散布し、経済秩序と社会秩序を混乱させるもの。
- (九) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布、あるいは犯罪を教唆するもの。
- (十) 他人を侮辱、誹謗し、他人の名誉、プライバシーおよびその他の合法的權益を侵害するもの。
- (十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容。

上掲の「カバナンス規定」の禁止内容項目は下記のように「サイバー法」の「第十二条」と「インターネット情報サービス管理弁法」の「第十九条」にある禁止内容も包含している。

「サイバー法」の「第十二条」

「いかなる個人と組織もネットワークを使用するには、憲法、法律を遵守し、公共秩序を遵守し、社会公德を尊重すべきであり、サイバーセキュリティーに危害を加えてはならず、ネットワークを利用して国家の安全、荣誉および利益に危害を加え、国家政権の転覆、社会主義制度の打倒の煽動、国家の分裂、国家の統一の破壊の煽動、テロリズムと過激主義の宣揚、民族の憎と民族差別の宣揚、猥褻色情情報の伝播、嘘の情報を編成、伝播することによって経済秩序および社会秩序を混乱させ、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的な權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。」

「インターネット情報サービス管理弁法」の「第十九条」

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に違反するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの。
- (十) 不法な民間組織の名によって活動を行うもの。

(十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

この三者を比較すると、「カバナンス規定」にだけある(四)が特筆される。それは、英雄烈士の事績と精神への保護意識が反映された項目であり、2018年4月27日に、「中華人民共和国英雄烈士保護法(中華人民共和国英雄烈士保护法)」が、第十三期全国人大常委会(十三届全国人大常委会)で可決されたことと関係する。同保護法の第二十二條では、「英雄烈士の事績と精神への歪み、貶し、否定、冒瀆を禁止する。商業宣伝において、英雄烈士の肖像および名前の使用を禁止する。英雄烈士の名前、肖像、名誉、榮譽は法律の保護を受ける。(原文：禁止歪曲、丑化、褻瀆、否定英雄烈士事迹和精神；禁止將烈士肖像及姓名用于商业宣传。英雄烈士的姓名、肖像、名誉、榮譽受法律保护。)」と規定されている。これは、ソーシャルメディアおよびほかのプラットフォームにおいて、多発した英雄烈士の物語を風刺するような手法を用いて、描かれたことに対応したもので、それが「カバナンス規定」にも援用されたものといえよう。

なお、この「第六條」に関連して、「第七章 法律責任」の「第三十四條」は、「ネットワーク情報コンテンツ生産者が本規定第六條の規定に違反する場合、ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは法に従い、協約に従って、警告整頓改革、機能制限、更新一時停止、アカウント閉鎖などの措置を講じ、適時に違法情報コンテンツを削除する」という規定違反に対する措置を明確にすると同時に、「記録を保存するとともに関係主管部門に報告するべきである」と明記している。

以上のように、ネットワーク情報コンテンツ生産者としての「組織」と「個人」の言行には細部にわたり制限が設けられている。タイトルと内容の規範のみならず、地域の差別、自然災害、重大的事故などの以前から政府への批判を招く恐れのある言説に対する制限がほぼ列挙されている。

しかし、筆者は、上記の内容の一部、特に(九)の「良くない影響」などは、曖昧模糊としており、人によって、判断が異なるため、その基準をどこに設定するかという問題が残されていると考える。

3. 第三章 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム(第八條—第十七條)

「第八章 附 則」の「第四十一條」では「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームとはネットワーク情報コンテンツ伝播サービスを提供するネットワーク情報サービス提供者を指す。」と定義している。

そして、「第八條」は、「当該プラットフォームのネットワーク情報コンテンツの環境ガバナンスを強化し、積極、健康的、向上善に向かうネットワーク文化を育む」責任を有しており、「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスのメカニズムをつくる」義務があるとしている。具体的には、「第九條」に「責任」と「義務」が以下のように列挙されている。

(一) プラットフォームのネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス細則を制定する

(二) ユーザIDの登録、アカウント管理、情報公表の審査、コメントの審査を行う

(三) サイトの環境管理を行う

(四) リアルタイムパトロール、応急処置およびネット流言、ブラック産業チェーン情報処置などの制度を健全化する

そして、以上のメカニズムを作るため、「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの責任者

を置き、業務範囲やサービス規模に相応した専門人員を配置し、養成考課を強化し、従業員の資質を向上させる」ことが求められる。

次に、「禁止内容」に関しては、「法律により即時処置措置を講じ、関連する記録を保存し、併せて関連主管部門に報告するべきである。」と明記されている。

また、「第十一条」は、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが主流価値の誘導方向を堅持し、情報推奨メカニズムを最適化し、レイアウトページの環境管理を強化し、下記の重点部分（サービス類型、位置付けなどを含む）において本規定第五条の規定する情報を積極的に提示するよう鼓舞する。」とし、以下の重点を示している。

- (一) インターネット上のニュース情報サービスのホームページトップ画面、ポップアップウインドウおよび重要なニュース情報コンテンツのページ画面など。
- (二) インターネットユーザーの公式アカウントの情報サービスのセレクト、ホットサーチなど。
- (三) ブログ、マイクロブログの情報サービスの人気推奨、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウおよび地理位置に基づく情報サービスなど。
- (四) インターネット情報検索サービスのホットサーチワード、ホットサーチフォトおよびデフォルト検索など。
- (五) インターネットフォーラムコミュニティサービスのホームページトップ画面、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。
- (六) インターネット音声動画サービスのホームページトップ画面、ディスカバリー、セレクト、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。
- (七) インターネットウェブサイトのナビサービス、ブラウザサービス、インプットメソッドサービスのホームページトップ画面、ランキングカテゴリー、スキン、関連ワード、ポップアップウインドウなど。
- (八) デジタル閲読、ネットゲーム、ネット動画サービスのホームページトップ画面、セレクト、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。
- (九) 生活サービス、知識サービスプラットフォームのホームページトップ画面、ホット推奨、ポップアップウインドウなど。
- (十) eコマースのプラットフォームのホームページトップ画面、推奨エリアなど。
- (十一) モバイルアプリストア、モバイルスマートターミナルプリセットアプリケーションおよび内蔵情報コンテンツサービスのホームページトップ画面、推奨エリアなど。
- (十二) 未成年者をサービス対象とするネット情報コンテンツのコラム、専門エリアおよび製品など。
- (十三) その他の製品あるいはサービスの目立つ位置にあり、ネットワーク情報コンテンツサービスのユーザーの注目をひきやすい重点部分。

そして、「第十一条」の最後の部分では、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは以上のような重点部分において本規定第七条の規定する情報を提示してはならない。」と、禁止内容を再び強調している。

それに加えて、「第十五条」では、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは管理規則とプラットホーム協約を制定し、ユーザーの利用規約を整備し、ユーザーの関係権利義務

を明確にし、併せて法律規約により相応の管理職責を履行すべきである。」と明記されている。ここで、「微博」のユーザーの利用規約（微博服务使用协议：<https://weibo.com/signup/v5/protocol/>）を例に挙げれば、その「第四章」の「4.1」は、「ユーザーは情報コンテンツを制作、公表、伝播するために、微博アカウントを登録する際に、真実の身分情報および個人資料を使用すべきである。」とし、ユーザーに实名制履行を要求している。これは、「サイバー法」の「第二十四条」にある「国家はネットワーク身分信頼戦略を実施し、安全、便利な電子身分認証技術研究開発を支持し、異なる電子身分認証間の相互認証を推進する。」を反映したものである。

さらに、「第十七条」は、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの年度報告を編集するべきであり、その内容にはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの活動状況、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの責任者の職責履行状況、社会の評価状況などの内容を含むべきである。」とし、報告書の作成義務を明記している。これを、「第三十三条」の「各級のネットワーク情報部門は政府、企業、社会、ネットユーザーなどが主体的に共同で参与する監督評価メカニズムを構築し、定期的に当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの環境ガバナンス状況に対して評価する。」という内容から見れば、この報告書の報告対象は、各級のネットワーク情報部門であることが明らかにされている。

4. 第四章 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者（第十八条—第二十五条）

「第八章 附 則」の「第四十一条」は、「ネットワーク情報コンテンツサービス使用者とはネットワーク情報コンテンツサービスを使用する組織あるいは個人を指す。」と定義している。そして、「第十八条」は、「ネットワーク情報コンテンツサービス使用者は文明的、健全にネットワークを使用し、法律法規の要求とユーザー利用規約に合わせて、相応の義務を着実に果たすべきであり、投稿、返信、コメント、メッセージ、弹幕などの形式によってネットワーク活動に参加する際、文明的なインタラクティブを取り、理性的に表現し、本規定第六条の規定する情報を公表してはならず、本規定第七条の規定する情報を防止、制止する。」と明記するとともに、「第二十条」では、「ネットワーク情報コンテンツの環境ガバナンスに積極的に参与し、訴え、告発などの方式を通じて、ネット上の違法と悪質情報に対し監督を行い、良好なネットワーク環境を共同で擁護する」ことを鼓舞するよう求めている。それに続く、「第二十一条」から「第二十五条」までの内容をまとめると下記のようなことになる。

- (1) ネットワークと関係情報技術を利用して、侮辱、誹謗中傷、脅迫、デマの流布を行ったり、他人のプライバシーを侵害するなどの違法行為で、他人の合法的權益を損なってはならない。
- (2) 情報の公表、削除、さらにその他の情報提示介入の手段を通じて、他人の合法的權益を損なったり、不法な利益を謀ったりしてはならない。
- (3) ディープラーニング、バーチャルリアリティなどの新しい技術、新しい応用を利用し、法律、行政法規の禁止する活動に従事してはならない。
- (4) 手動方式あるいは技術的手段、あるいは通信データの偽造、通信データの乗っ取り、および偽アカウントの登録や不法取引アカウント、ユーザーアカウント操作などの行為を通じて、ネットワーク情報コンテンツ環境の秩序を破壊してはならない。

- (5) 党旗、党章、国旗、国章、国家などの党と国家のイメージを代表する標識および内容、あるいは国家の重大イベント、重大記念日と国家機関およびそのスタッフの名義を利用し、ネットワークでのビジネスマーケティング活動を不法に行ってはならない。

以上は「組織」のみならず、「ネットワーク情報コンテンツサービス利用者」としての「個人」に対する要求でもある。

5. 第五章 ネットワーク業種組織（第二十六条—第二十九条）

ここでは、「ネットワーク業種組織」に対し、「鼓舞」すべき内容を列挙している。それをまとめると次の四項目になる。

- (1) サービス指導と架け橋としての役割を発揮し、メンバー単位を先導して社会的責任感を増強し、主旋律を謳い、ポジティブなエネルギーを発揚し、違法情報に反対し、悪質情報を防止、制止する
- (2) 業種の自律メカニズムを整備し、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの業種規範と自律協約を制定し、内容の審査基準の細則を確立し、メンバー単位にサービス規範を確立健全化し、法律によりネットワーク情報コンテンツのサービスを提供し、社会の監督を受けるよう指導する
- (3) ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの教育育成と宣伝・先導の活動を組織し、メンバー単位、従業員の管理能力を高め、全社会が共同でネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスに参加するという意識を強化する
- (4) 業界信用評価体系の建設を推進し、規程に基づき業種評議などの評価と賞罰のメカニズムを構築し、メンバー単位に対する激励と懲戒の度合を強化し、メンバー単位の信用を守る意識を強化する

6. 第六章 監督管理（第三十条—第三十三条）

「第六章」は、ネットワーク情報部門の監督責任を明確している。それをまとめると以下の四項目になる。

- (1) 関係主管部門とともに、情報の共有、協議事項通報、共同法執行、事案監督、情報公開などの活動のメカニズムを確立健全化し、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスを協同で行う。
- (2) ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが情報コンテンツ管理の主体的な責任を履行する状況に対して監督検査を行い、問題が存在するプラットフォームに対して特別監査を行う。
- (3) ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの違法行為に台帳管理制度を確立し、法律法規により対応処理をする。
- (4) 政府、企業、社会、ネットユーザーなどが主体的に共同で参与する監督評価メカニズムを構築し、定期的に当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの環境ガバナンス状況に対して評価する。

7. 第七章 法律責任（第三十四条—第四十条）

ここでは「ガバナンス規定」に明記された項目に違反した場合の「法律責任」を「第三十四条」から「第四十条」で説明している。「第三十四条」から「第三十七条」までは「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム」が履行すべき「法律責任」を示している。そして「第三十八条」の「本規定第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反する場合、ネットワーク情報など関係主管部門によって職責に合わせて、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。」の中の「第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条」は「ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者」と「ネットワーク情報コンテンツの生産者」をその対象に含むものであることから、「個人」にも適用されることになるのである。さらに、最後の「第四十条」は当然のように「本規定に違反し、他人に損失を与える場合、法に従って民事責任を負う。犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、関係主管部門によって、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。」として、「民事」と「刑事」にわたって、「法律責任」が「追及」されることが明記されている。

8. 第八章 附則（第四十一条—第四十二条）

この「附則」は「ネットワーク情報コンテンツ生産者」、「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム」、「ネットワーク情報コンテンツサービス使用者」を「第四十一条」で定義している。「ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム」を除き、前述したように「ネットワーク情報コンテンツ生産者」とは「ネットワーク情報コンテンツを制作、複製、公表する個人あるいは組織を指す。」、「ネットワーク情報コンテンツサービス使用者」とは「ネットワーク情報コンテンツサービスを使用する組織あるいは個人を指す。」として、いずれも「組織」とともに「個人」もこの「ガバナンス規定」の対象としていることを明記している。そして、このように「個人」も対象としていることがこの「ガバナンス規定」の特徴でもあるのである。

後言

中国では2014年から「国家サイバーセキュリティー宣伝週」が設定され、毎年、「宣伝週」が実施されている。これまで、そのテーマは、2014年 - 2015年「サイバーセキュリティーを共に打ち立て、ネットワーク文明を共に享受する」（原文：共建网络安全，共享网络文明）、2016年 - 2019年「ネサイバーセキュリティーは人民のために、サイバーセキュリティーは人民に依拠する」（原文：网络安全为人民，网络安全靠人民）であった。こうしたサイバーセキュリティー宣伝のテーマの変遷は「微博」という双方向コミュニケーションのできるソーシャルメディアユーザーが2018年には4.62億に達したことと関係するであろう。すなわち、「人民」という「個人」がサイバーセキュリティーにとって重要な存在になったことを示しているのである。

「サイバー法」は、もとより、習近平の「ネット主権」論を基礎に制定されたものである。この「サイバー法」はほかでもなくその習の下で「国家主権」→「情報主権」→「ネット主権」という構図の中で中華人民共和国の情報管理政策が実行される中で立案されものであり、「ガバナンス規定」もその一環として位置づけられるものである。

「サイバー法」の「第七十六条」は「サイバーセキュリティとは、必要な措置を講じることを通じて、ネットワークに対しての攻撃、侵入、妨害、破壊や不法使用及び不測の事故を防止し、ネットワークを安定・信頼ある運用状態にさせるとともに、ネットワークデータの整合性、機密性、利用可能性の能力を保障することを指す」としている。しかし、一般の公民は、サイバーセキュリティのために何をどのようにすればよいのかという難題に遭遇する。確かに、国家サイバーセキュリティ宣伝週テーマには「サイバーセキュリティ」が明記されているが、「サイバーセキュリティ」の内実はすでにより広範囲になっている。すなわち「人民」と密接に関係するまでになったのである。言い換えれば、「サイバーセキュリティ」という言葉は、「ネット主権」を確保するために、「人民」としての公民という「個人」をその管理下に置く必要が出てきたことを意味している。それは、「ガバナンス規定」において「組織」と「個人」が同列に論じられていることから明らかである。

中国においては、主にメディア領域で「党性」と「人民性」についての議論が続いてきた。中国共産党の見解はいつの時代も「党性」と「人民性」は「一致」したものであるというものである。これは「組織」としての「党」と「個人」としての「人民」は一体であり、「一致」したものであるという観点を示している。「党がすべてを指導する」当代においては、なおのことその「一致」が強調される。「以人为本（人を本とする）」という最近のスローガンも、党中央が9千万近くの共産党員に、毛沢東時代の言葉を引用すれば「为人民服务（人民に奉仕する）」を求めたものである。しかし、いまに至るもこうしたスローガンが叫ばれるのは、党と人民の間に「自由」をめぐる乖離があるからであろう。

2017年10月18日から10月24日まで開催された「中国共産党第十九次全国代表大会」の「全面的に小康社会を建設する決戦に勝利し、新たな時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう（決勝全面建成小康社会夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利）」と題する報告では、「富強、民主、文明、和諧を提唱する、自由、平等、公正、法治を提唱する、愛国、敬業、誠信、友善、社会主義核心価値観を積極的に育てる」という24字の核心的価値観が再び強調された。ここで言及された「自由」は、もちろん、欧米の普遍的価値としての基本的人権に基づく「自由」ではなく、あくまでも、「中国の特色ある社会主義」制度の下における「自由」であることは言うを待たない。

本「解題」では、「ガバナンス規定」を逐条的に解説し、その中で「組織」と「個人」が同列に論じられてきたことに何度か触れた。この「ガバナンス規定」を見る限り、「ネットワーク情報コンテンツ」の「生産者」と「使用者」はそれが「組織」であろうが、または「個人」であろうが、一律にこの「ガバナンス規定」の遵守が求められているのである。「自由」とは「国家」が存在する以上、その「国家」制度によって規制されることは当然であり、無制限の「自由」は存在しない。それが多様な価値観をもつ14億という民を擁する中国という国情に合致しているのか、それともそうではないのかは歴史による検証を待たなければならないであろうが、当面はその運用事例に注目したい。

その前に、われわれはアヘン戦争以来西欧列強の侵略を受けるとともに、15年にわたる抗日戦争と国共内戦を経験した中国の歴史を踏まえたうえで、「個人」としての「人」にとって、中国において社会生活を送る上で「幸せとは何か」という命題の回答を見つけなければならないであろう。

Ⅱ. 「ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定」(日本語試訳)

魏婷、王東琦、張玥婷、劉朔、吳金超

ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定

中国网信网发布时间：2019-12-20 15:09:31

第一章 総則

第一条 良好なネットワーク環境を構築し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保障し、国家の安全、社会の公共利益を守るため、『中華人民共和国安全法』、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』、『インターネット情報サービス管理弁法』などの法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第二条 中華人民共和国域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動には、本規定が適用される。

本規定の称するところのネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスとは、政府、企業、社会、インターネットユーザーを主体とし、社会主義の核心的価値観を育成、実践することを根本とし、ネットワーク情報コンテンツを主要なガバナンス対象として、ネットワークの総合ガバナンス体系を確立、健全にし、明朗なサイバースペースを構築し、良好なネットワーク情報コンテンツ環境を建設することを目標とし、繰り広げられるポジティブ・エネルギーを宣揚し、違法や悪質な情報などに対処する関係活動を指す。

第三条 国家ネットワーク情報部門は全国のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスと関連する監督管理活動を統括調整する責任を負い、各関係主管部門は職責に依拠しネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動を立派に行う。

地方ネットワーク情報部門は当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスと関連する監督管理活動を統括調整する責任を負い、地方の各関係主管部門は各自の職責に依拠し当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス活動を立派に行う。

第二章 ネットワーク情報コンテンツの生産者

第四条 ネットワーク情報コンテンツの生産者は、法律、行政法規を遵守し、公序良俗に従うべきであり、国家利益、公共利益及び他人の合法的權益を損なってはならない。

第五条 ネットワーク情報コンテンツの生産者が下記の内容を含む情報を製作、複製、公表することを鼓舞する。

(一) 習近平新しい時代の中国の特色ある社会主義思想を宣伝し、中国の特色ある社会主義の道、理論、制度、文化を全面的、正確に、生き活きと解釈するもの。

(二) 党の理論路線方針政策と中央の重大な方策と配置を宣伝するもの。

(三) 経済社会発展の特質ポイントを示し、人民大衆の偉大な奮闘と熱気あふれる生活を反映するもの。

(四) 社会主義の核心的価値観を発揚し、優秀な道德文化と時代の精神を宣伝し、中華民族の堂々と向上を目指す精神的様相を充分にはっきりと示せるもの。

(五) 社会が関心を寄せることに効果的に対応し、問題を解決、物事を説明し、人民大衆のコンセンサス形成を導くのに有益なもの。

(六) 中華文化の国際的影響力を向上させ、世界に向けて真実、立体、全面的に中国をはっきりと示すのに有益なもの。

(七) その他、センスを大切に、格調を重んじ、責任を重んじ、真善美を謳歌し、団結安定を促進するなどの内容。

第六条 ネットワーク情報コンテンツの生産者は、下記の内容を含む違法情報を製作、複製、公表してはならない。

(一) 憲法が確定したところの基本原則に反対するもの。

(二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。

(三) 国家の荣誉と利益を損うもの。

(四) 英雄烈士の事績と精神が歪曲、醜悪化、冒涇、否定され、誹謗されあるいはその他の方式によって英雄烈士の氏名、肖像、名誉、荣誉が侵害されるもの。

(五) テロリズム、過激主義を宣揚、あるいはテロ活動や過激主義の活動実行を煽動するもの。

(六) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの

(七) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの

- (八) デマを散布し、経済秩序と社会秩序を混乱させるもの
- (九) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布、あるいは犯罪を教唆するもの
- (十) 他人を侮辱、誹謗し、他人の名誉、プライバシーおよびその他の合法的權益を侵害するもの。
- (十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容。

第七条 ネットワーク情報コンテンツ生産者は措置を講じて、下記の内容を含む悪質な情報を製作、複製、公表することを防止、制止するべきである。

- (一) 誇張したタイトルを使用し、内容とタイトルがはなはだしく一致しないもの。
- (二) 艶聞、スキャンダル、悪事がセンセーショナルにされるもの。
- (三) 自然災害、重大的事故などの災害を不適切に論評するもの。
- (四) 性的暗示、性的誘発などを帯び、人に性を連想させ易いもの。
- (五) 血腥い、驚愕、残酷などを明示し、人の心身を害するもの。
- (六) 人々の差別、地域の差別などを煽動するもの。
- (七) 低俗、下品、世俗迎合の内容を宣揚するもの。
- (八) 未成年者に危険な行為を模倣したり、社会道徳に違反する行為を誘発し、未成年者をよくない嗜好に導くなどの可能性があるもの。
- (九) その他、ネットワーク環境に良くない影響をもたらすもの。

第三章 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム

第八条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは情報コンテンツ管理の主体的な責任を履行し、当該プラットフォームのネットワーク情報コンテンツの環境ガバナンスを強化し、積極、健康的、向上善に向かうネットワーク文化を育むべきである。

第九条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報コンテン

ツ環境ガバナンスのメカニズムをつくり、当該プラットフォームのネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス細則を制定し、ユーザIDの登録、アカウント管理、情報公表の審査、コメントの審査、サイトの環境管理、リアルタイムパトロール、応急処置およびネット流言、ブラック産業チェーン情報処置などの制度を健全にするべきである。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの責任者を置き、業務範囲やサービス規模に相応した専門人員を配置し、養成考課を強化し、従業員の資質を向上させるべきである。

第十条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは本規定第六条の規定する情報を伝播させてはならず、本規定第七条の規定する情報の伝播を防止、制止するべきである。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは情報コンテンツの管理を強化すべきであり、本規定第六条、第七条の規定する情報を発見したら、法律により即時処置措置を講じ、関連する記録を保存し、併せて関連主管部門に報告するべきである。

第十一条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが主流価値の誘導方向を堅持し、情報推奨メカニズムを最適化し、レイアウトページの環境管理を強化し、下記の重点部分（サービス類型、位置付けなどを含む）において本規定第五条の規定する情報を積極的に提示するよう鼓舞する。

（一）インターネット上のニュース情報サービスのホームページトップ画面、ポップアップウインドウおよび重要なニュース情報コンテンツのページ画面など。

（二）インターネットユーザーの公式アカウントの情報サービスのセレクト、ホットサーチなど。

（三）ブログ、マイクロブログの情報サービスの人気推奨、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウおよび地理位置に基づく情報サービスなど。

（四）インターネット情報検索サービスのホットサーチワード、ホットサーチフォトおよびデフォルト検索など。

（五）インターネットフォーラムコミュニティサービスのホームページトップ画面、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。

（六）インターネット音声動画サービスのホームページトップ画面、ディスカバリー、セレクト、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。

(七) インターネットウェブサイトのナビサービス、ブラウザサービス、インプットメソッドサービスのホームページトップ画面、ランキングカテゴリー、スキン、関連ワード、ポップアップウインドウなど。

(八) デジタル閲読、ネットゲーム、ネット動画サービスのホームページトップ画面、セレクト、ランキングカテゴリー、ポップアップウインドウなど。

(九) 生活サービス、知識サービスプラットフォームのホームページトップ画面、ホット推奨、ポップアップウインドウなど。

(十) eコマースのプラットフォームのホームページトップ画面、推奨エリアなど。

(十一) モバイルアプリストア、モバイルスマートターミナルプリセットアプリケーションおよび内蔵情報コンテンツサービスのホームページトップ画面、推奨エリアなど。

(十二) 未成年者をサービス対象とするネット情報コンテンツのコラム、専門エリアおよび製品など。

(十三) その他の製品あるいはサービスの目立つ位置にあり、ネットワーク情報コンテンツサービスのユーザーの注目をひきやすい重点部分。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは以上のような重点部分において本規定第七条の規定する情報を提示してはならない。

第十二条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームでパーソナライズアルゴリズム推奨技術を採用して、情報を推奨送信するものは、設定を本規定第十条、第十一条の規定要求の推奨モデルに合致させ、主動介入およびユーザーの自主的選択メカニズムをつくり、健全にすべきである。

第十三条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが未成年者の使用に適合したモデルを開発し、未成年者の使用に適合したネット製品やサービスを提供し、未成年者が心身の健康に有益な情報を入手するのに便利なようにすることを鼓舞する。

第十四条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは当該プラットホームが設置した広告のプレスメントと当該プラットホームが提示する広告内容を審査パトロールし、違法の広告を公表したものに対しては、法律により処分をおこなう。

第十五条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは管理規則とプラットホーム

ム協約を制定し、ユーザーの利用規約を整備し、ユーザーの関係権利義務を明確にし、併せて法律規約により相応の管理職責を履行すべきである。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはユーザーIDの信用管理制度をつくり、ユーザーの信用状況により相応のサービスを提供すべきである。

第十六条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは目立つ位置に訴え告発の入口を設置し、訴え告発の方式を公表し、公衆の訴え告発を適時に処理し、併せて処理結果をフィードバックさせるべきである。

第十七条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの年度報告を編集するべきであり、その内容にはネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの活動状況、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの責任者の職責履行状況、社会の評価状況などの内容を含むべきである。

第四章 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者

第十八条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者は、文明的、健全にネットワークを使用し、法律法規の要求とユーザー利用規約に合わせて、相応の義務を着実に果たすべきであり、投稿、返信、コメント、メッセージ、弹幕などの形式によってネットワーク活動に参加する際、文明的なインタラクティブを取り、理性的に表現し、本規定第六条の規定する情報を公表してはならず、本規定第七条の規定する情報を防止、制止する。

第十九条 ネットワークグループ、電子掲示板コミュニティの創設者と管理者はグループ、コミュニティの管理責任を履行し、法律法規、ユーザー規約およびプラットフォーム協約などに合わせて、グループや掲示板コミュニティ内の情報公表などの行為を規範化するべきである。

第二十条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者がネットワーク情報コンテンツの環境ガバナンスに積極的に参加し、訴え、告発などの方式を通じて、ネット上の違法と悪質情報に対し監督を行い、良好なネットワーク環境を共同で擁護するよう鼓舞する。

第二十一条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームはネットワークと関係情報技術を利用して、侮辱、誹謗中傷、脅迫、デマの流布を行ったり、他人のプライバシーを侵害するなどの違法行為で、他人の合法的権益を損なってはならない。

第二十二条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームは、情報の公表、削除、さらにその

他の情報提示介入の手段を通じて、他人の合法的権益を損なったり、不法な利益を謀ったりしてはならない。

第二十三条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームは、ディープラーニング、バーチャルリアリティなどの新しい技術、新しい応用を利用し、法律、行政法規の禁止する活動に従事してはならない。

第二十四条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームは、手動方式あるいは技術的手段、あるいは通信データの偽造、通信データの乗っ取り、および偽アカウントの登録や不法取引アカウント、ユーザーアカウント操作などの行為を通じて、ネットワーク情報コンテンツ環境の秩序を破壊してはならない。

第二十五条 ネットワーク情報コンテンツサービスの使用者とネットワーク情報コンテンツの生産者、ネットワーク情報コンテンツサービスプラットフォームは、党旗、党章、国旗、国章、国家などの党と国家のイメージを代表する標識および内容、あるいは国家の重大イベント、重大記念日と国家机关およびそのスタッフの名義を利用し、ネットワークでのビジネスマーケティング活動を不法に行ってはならない。

第五章 ネットワーク業種組織

第二十六条 業種組織がサービス指導と架け橋としての役割を発揮し、メンバー単位を先導して社会的責任感を増強し、主旋律を謳い、ポジティブなエネルギーを発揚し、違法情報に反対し、悪質情報を防止、制止するよう鼓舞する。

第二十七条 業種組織が業種の自律メカニズムを整備し、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの業種規範と自律協約を制定し、内容の審査基準の細則を確立し、メンバー単位にサービス規範を確立健全化し、法律によりネットワーク情報コンテンツのサービスを提供し、社会の監督を受けるよう指導するよう鼓舞する。

第二十八条 業種組織がネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスの教育育成と宣伝・先導の活動を組織し、メンバー単位、従業員の管理能力を高め、全社会が共同でネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスに参加するという意識を強化するよう鼓舞する。

第二十九条 業種組織が業界信用評価体系の建設を推進し、規程に基づき業種評議などの評価と賞罰のメカニズムを構築し、メンバー単位に対する激励と懲戒の度合を強化し、メンバー単位の信用を守る意識を強化するよう鼓舞する。

第六章 監督管理

第三十条 各級のネットワーク情報部門は関係主管部門とともに、情報の共有、協議事項通報、共同法執行、事案監督、情報公開などの活動のメカニズムを確立健全化し、ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンスを協同で行う。

第三十一条 各級のネットワーク情報部門はネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが情報コンテンツ管理の主体的な責任を履行する状況に対して監督検査を行い、問題が存在するプラットフォームに対して特別監査を行う。

ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームはネットワーク情報部門と関係主管部門が法律により実施する監督検査に協力すべきである。

第三十二条 各級のネットワーク情報部門はネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの違法行為に台帳管理制度を確立し、法律法規により対応処理をする。

第三十三条 各級のネットワーク情報部門は政府、企業、社会、ネットユーザーなどが主体的に共同で参与する監督評価メカニズムを構築し、定期的に当該行政区域内のネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームの環境ガバナンス状況に対して評価する。

第七章 法律責任

第三十四条 ネットワーク情報コンテンツ生産者が本規定第六条の規定に違反する場合、ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームは法に従い、協約に従って、警告整頓改革、機能制限、更新一時停止、アカウント閉鎖などの措置を講じ、適時に違法情報コンテンツを削除し、記録を保存するとともに関係主管部門に報告するべきである。

第三十五条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが本規定第十条、第三十一条第二款の規定に違反する場合、ネットワーク情報など関係主管部門によって職責に合わせ、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』と『ネットワーク情報サービス管理弁法』などの法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第三十六条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが本規定第十一条第二款の規定に違反する場合、区を設置している市級以上のネットワーク情報部門によって職責に合わせ、事情聴取をし、警告を与え、期限を切って是正が命じられる。是正を拒否、または情状が重大である場合、情報更新一時停止が命じられ、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第三十七条 ネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームが本規定第九条、第十二

条、第十五条、第十六条、第十七条の規定に違反する場合、区を設置している市級以上のネットワーク情報部門によって職責に合わせて、事情聴取をし、警告を与え、期限を切って是正が命じられる。是正を拒否、または情状が重大である場合、情報更新一時停止が命じられ、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第三十八条 本規定第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反する場合、ネットワーク情報など関係主管部門によって職責に合わせて、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第三十九条 ネットワーク情報部門は法律、行政法規と国家関係規定によって、関係主管部門と共同でネットワーク情報コンテンツサービス重大信用失墜合同処罰メカニズムを構築し、本規定に重大な違反をするネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォーム、ネットワーク情報コンテンツ生産者とネットワーク情報コンテンツ使用者に対し、法に従い、規定に従って、ネットワーク情報コンテンツサービスの従事制限、インターネット上での行為制限、行業加入禁止などの懲罰措置が実行される。

第四十条 本規定に違反し、他人に損失を与える場合、法に従って民事責任を負う。犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、関係主管部門によって、関係法律、行政法規の規定に従って、処理される。

第八章 附 則

第四十一条 本規定の称するところのネットワーク情報コンテンツ生産者とはネットワーク情報コンテンツを制作、複製、公表する個人あるいは組織を指す。

本規定の称するところのネットワーク情報コンテンツサービスのプラットフォームとはネットワーク情報コンテンツ伝播サービスを提供するネットワーク情報サービス提供者を指す。

本規定の称するところのネットワーク情報コンテンツサービス使用者とはネットワーク情報コンテンツサービスを使用する組織あるいは個人を指す。

第四十二条 本規定は2020年3月1日から施行する。

Ⅲ.『网络信息内容生态治理规定』中国語全文

网络信息内容生态治理规定

中国网信网发布时间：2019-12-20 15:09:31

第一章 总则

第一条 为了营造良好网络生态，保障公民、法人和其他组织的合法权益，维护国家安全和公共利益，根据《中华人民共和国国家安全法》《中华人民共和国网络安全法》《互联网信息服务管理办法》等法律、行政法规，制定本规定。

第二条 中华人民共和国境内的网络信息内容生态治理活动，适用本规定。

本规定所称网络信息内容生态治理，是指政府、企业、社会、网民等主体，以培育和践行社会主义核心价值观为根本，以网络信息内容为主要治理对象，以建立健全网络综合治理体系、营造清朗的网络空间、建设良好的网络生态为目标，开展的弘扬正能量、处置违法和不良信息等相关活动。

第三条 国家网信部门负责统筹协调全国网络信息内容生态治理和相关监督管理工作，各有关主管部门依据各自职责做好网络信息内容生态治理工作。

地方网信部门负责统筹协调本行政区域内网络信息内容生态治理和相关监督管理工作，地方各有关主管部门依据各自职责做好本行政区域内网络信息内容生态治理工作。

第二章 网络信息内容生产者

第四条 网络信息内容生产者应当遵守法律法规，遵循公序良俗，不得损害国家利益、公共利益和他人合法权益。

第五条 鼓励网络信息内容生产者制作、复制、发布含有下列内容的信息：

(一) 宣传习近平新时代中国特色社会主义思想，全面准确生动解读中国特色社会主义道路、理论、制度、文化的；

(二) 宣传党的理论路线方针政策和中央重大决策部署的；

(三) 展示经济社会发展亮点，反映人民群众伟大奋斗和火热生活的；

(四) 弘扬社会主义核心价值观，宣传优秀道德文化和时代精神，充分展现中华民族昂扬向上精神风貌的；

(五) 有效回应社会关切，解疑释惑，析事明理，有助于引导群众形成共识的；

(六) 有助于提高中华文化国际影响力，向世界展现真实立体全面的中国的；

(七) 其他讲品味讲格调讲责任、讴歌真善美、促进团结稳定等的内容。

第六条 网络信息内容生产者不得制作、复制、发布含有下列内容的违法信息：

(一) 反对宪法所确定的基本原则的；

(二) 危害国家安全，泄露国家秘密，颠覆国家政权，破坏国家统一的；

(三) 损害国家荣誉和利益的；

(四) 歪曲、丑化、亵渎、否定英雄烈士事迹和精神，以侮辱、诽谤或者其他方式侵害英雄烈士的姓名、肖像、名誉、荣誉的；

(五) 宣扬恐怖主义、极端主义或者煽动实施恐怖活动、极端主义活动的；

(六) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；

(七) 破坏国家宗教政策，宣扬邪教和封建迷信的；

(八) 散布谣言，扰乱经济秩序和社会秩序的；

(九) 散布淫秽、色情、赌博、暴力、凶杀、恐怖或者教唆犯罪的；

(十) 侮辱或者诽谤他人，侵害他人名誉、隐私和其他合法权益的；

(十一) 法律、行政法规禁止的其他内容。

第七条 网络信息内容生产者应当采取措施，防范和抵制制作、复制、发布含有下列内容的不良信息：

(一) 使用夸张标题，内容与标题严重不符的；

(二) 炒作绯闻、丑闻、劣迹等的；

(三) 不当评述自然灾害、重大事故等灾难的；

(四) 带有性暗示、性挑逗等易使人产生性联想的；

- (五) 展现血腥、惊悚、残忍等致人身心不适的；
- (六) 煽动人群歧视、地域歧视等的；
- (七) 宣扬低俗、庸俗、媚俗内容的；
- (八) 可能引发未成年人模仿不安全行为和违反社会公德行为、诱导未成年人不良嗜好等的；
- (九) 其他对网络生态造成不良影响的内容。

第三章 网络信息内容服务平台

第八条 网络信息内容服务平台应当履行信息内容管理主体责任，加强本平台网络信息内容生态治理，培育积极健康、向上向善的网络文化。

第九条 网络信息内容服务平台应当建立网络信息内容生态治理机制，制定本平台网络信息内容生态治理细则，健全用户注册、账号管理、信息发布审核、跟帖评论审核、版面页面生态管理、实时巡查、应急处置和网络谣言、黑色产业链信息处置等制度。

网络信息内容服务平台应当设立网络信息内容生态治理负责人，配备与业务范围和服务规模相适应的专业人员，加强培训考核，提升从业人员素质。

第十条 网络信息内容服务平台不得传播本规定第六条规定的信息，应当防范和抵制传播本规定第七条规定的信息。

网络信息内容服务平台应当加强信息内容的管理，发现本规定第六条、第七条规定的信息的，应当依法立即采取处置措施，保存有关记录，并向有关主管部门报告。

第十一条 鼓励网络信息内容服务平台坚持主流价值导向，优化信息推荐机制，加强版面页面生态管理，在下列重点环节（包括服务类型、位置版块等）积极呈现本规定第五条规定的信息：

- (一) 互联网新闻信息服务首页首屏、弹窗和重要新闻信息内容页面等；
- (二) 互联网用户公众账号信息服务精选、热搜等；
- (三) 博客、微博客信息服务热门推荐、榜单类、弹窗及基于地理位置的信息服务版块等；
- (四) 互联网信息搜索服务热搜词、热搜图及默认搜索等；

- (五) 互联网论坛社区服务首页首屏、榜单类、弹窗等；
- (六) 互联网音视频服务首页首屏、发现、精选、榜单类、弹窗等；
- (七) 互联网网址导航服务、浏览器服务、输入法服务首页首屏、榜单类、皮肤、联想词、弹窗等；
- (八) 数字阅读、网络游戏、网络动漫服务首页首屏、精选、榜单类、弹窗等；
- (九) 生活服务、知识服务平台首页首屏、热门推荐、弹窗等；
- (十) 电子商务平台首页首屏、推荐区等；
- (十一) 移动应用商店、移动智能终端预置应用程序和内置信息内容服务首屏、推荐区等；
- (十二) 专门以未成年人为服务对象的网络信息内容专栏、专区和产品等；
- (十三) 其他处于产品或者服务醒目位置、易引起网络信息内容服务使用者关注的重点环节。

网络信息内容服务平台不得在以上重点环节呈现本规定第七条规定的信息。

第十二条 网络信息内容服务平台采用个性化算法推荐技术推送信息的，应当设置符合本规定第十条、第十一条规定要求的推荐模型，建立健全人工干预和用户自主选择机制。

第十三条 鼓励网络信息内容服务平台开发适合未成年人使用的模式，提供适合未成年人使用的网络产品和服务，便利未成年人获取有益身心健康的信息。

第十四条 网络信息内容服务平台应当加强对本平台设置的广告位和在本平台展示的广告内容的审核巡查，对发布违法广告的，应当依法予以处理。

第十五条 网络信息内容服务平台应当制定并公开管理规则和平台公约，完善用户协议，明确用户相关权利义务，并依法依约履行相应管理职责。

网络信息内容服务平台应当建立用户账号信用管理制度，根据用户账号的信用情况提供相应服务。

第十六条 网络信息内容服务平台应当在显著位置设置便捷的投诉举报入口，公布投诉举报方式，及时受理处置公众投诉举报并反馈处理结果。

第十七条 网络信息内容服务平台应当编制网络信息内容生态治理工作年度报告，年度报告应当包括网络信息内容生态治理工作情况、网络信息内容生态治理负责人履职情况、社会评价情况等内容。

第四章 网络信息内容服务使用者

第十八条 网络信息内容服务使用者应当文明健康使用网络，按照法律法规的要求和用户协议约定，切实履行相应义务，在以发帖、回复、留言、弹幕等形式参与网络活动时，文明互动，理性表达，不得发布本规定第六条规定的信息，防范和抵制本规定第七条规定的信息。

第十九条 网络群组、论坛社区版块建立者和管理者应当履行群组、版块管理责任，依据法律法规、用户协议和平台公约等，规范群组、版块内信息发布等行为。

第二十条 鼓励网络信息内容服务使用者积极参与网络信息内容生态治理，通过投诉、举报等方式对网上违法和不良 ([信息进行监督，共同维护良好网络生态。

第二十一条 网络信息内容服务使用者和网络信息内容生产者、网络信息内容服务平台不得利用网络和相关信息技术实施侮辱、诽谤、威胁、散布谣言以及侵犯他人隐私等违法行为，损害他人合法权益。

第二十二条 网络信息内容服务使用者和网络信息内容生产者、网络信息内容服务平台不得通过发布、删除信息以及其他干预信息呈现的手段侵害他人合法权益或者谋取非法利益。

第二十三条 网络信息内容服务使用者和网络信息内容生产者、网络信息内容服务平台不得利用深度学习、虚拟现实等新技术新应用从事法律、行政法规禁止的活动。

第二十四条 网络信息内容服务使用者和网络信息内容生产者、网络信息内容服务平台不得通过人工方式或者技术手段实施流量造假、流量劫持以及虚假注册账号、非法交易账号、操纵用户账号等行为，破坏网络生态秩序。

第二十五条 网络信息内容服务使用者和网络信息内容生产者、网络信息内容服务平台不得利用党旗、党徽、国旗、国徽、国歌等代表党和国家形象的标识及内容，或者借国家重大活动、重大纪念日和国家机关及其工作人员名义等，违法违规开展网络商业营销活动。

第五章 网络行业组织

第二十六条 鼓励行业组织发挥服务指导和桥梁纽带作用，引导会员单位增强社会责任感，唱响主旋律，弘扬正能量，反对违法信息，防范和抵制不良信息。

第二十七条 鼓励行业组织建立完善行业自律机制，制定网络信息内容生态治理行业规范和自律公约，建立内容审核标准细则，指导会员单位建立健全服务规范、依法提供网络信息内容服务、接受社会监督。

第二十八条 鼓励行业组织开展网络信息内容生态治理教育培训和宣传引导工作，提升会员单位、从业人员治理能力，增强全社会共同参与网络信息内容生态治理意识。

第二十九条 鼓励行业组织推动行业信用评价体系建设，依据章程建立行业评议等评价奖惩机制，加大对会员单位的激励和惩戒力度，强化会员单位的守信意识。

第六章 监督管理

第三十条 各级网信部门会同有关主管部门，建立健全信息共享、会商通报、联合执法、案件督办、信息公开等工作机制，协同开展网络信息内容生态治理工作。

第三十一条 各级网信部门对网络信息内容服务平台履行信息内容管理主体责任情况开展监督检查，对存在问题的平台开展专项督查。

网络信息内容服务平台对网信部门和有关主管部门依法实施的监督检查，应当予以配合。

第三十二条 各级网信部门建立网络信息内容服务平台违法违规行为台账管理制度，并依法依规进行相应处理。

第三十三条 各级网信部门建立政府、企业、社会、网民等主体共同参与的监督评价机制，定期对本行政区域内网络信息内容服务平台生态治理情况进行评估。

第七章 法律责任

第三十四条 网络信息内容生产者违反本规定第六条规定的，网络信息内容服务平台应当依法依规采取警示整改、限制功能、暂停更新、关闭账号等处置措施，及时消除违法信息内容，保存记录并向有关主管部门报告。

第三十五条 网络信息内容服务平台违反本规定第十条、第三十一条第二款规定的，由网信等有关主管部门依据职责，按照《中华人民共和国网络安全法》《互联网信息服务管理办法》等法律、行政法规的规定予以处理。

第三十六条 网络信息内容服务平台违反本规定第十一条第二款规定的，由设区的市级以上网信部门依据职责进行约谈，给予警告，责令限期改正；拒不改正或者情节严重的，责令暂停信息更新，按

照有关法律、行政法规的规定予以处理。

第三十七条 网络信息内容服务平台违反本规定第九条、第十二条、第十五条、第十六条、第十七条规定的，由设区的市级以上网信部门依据职责进行约谈，给予警告，责令限期改正；拒不改正或者情节严重的，责令暂停信息更新，按照有关法律、行政法规的规定予以处理。

第三十八条 违反本规定第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条规定的，由网信等有关主管部门依据职责，按照有关法律、行政法规的规定予以处理。

第三十九条 网信部门根据法律、行政法规和国家有关规定，会同有关主管部门建立健全网络信息内容服务严重失信联合惩戒机制，对严重违反本规定的网络信息内容服务平台、网络信息内容生产者和网络信息内容使用者依法依规实施限制从事网络信息服务、网上行为限制、行业禁入等惩戒措施。

第四十条 违反本规定，给他人造成损害的，依法承担民事责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由有关主管部门依照有关法律、行政法规的规定予以处罚。

第八章 附则

第四十一条 本规定所称网络信息内容生产者，是指制作、复制、发布网络信息内容的组织或者个人。

本规定所称网络信息内容服务平台，是指提供网络信息内容传播服务的网络信息服务提供者。

本规定所称网络信息内容服务使用者，是指使用网络信息内容服务的组织或者个人。

第四十二条 本规定自2020年3月1日起施行。